

令和8年度 上水道水質検査計画



楯山配水池

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

1. 水道事業の概要
2. 水質検査計画の内容
 - (1) 水質検査基本方針
 - (2) 検査採水地点
 - (3) 水質検査項目及び検査頻度
 - (4) 臨時の水質検査
 - (5) 水質検査の方法と内容
 - (6) 水質管理において留意する事項
3. 検査計画及び公表方法とお客様の声
4. 水質事故への対応
5. 給配水系統図
6. 水質検査表

大江町建設水道課

1. 大江町上水道事業の概要

大江町上水道は、昭和38年度から昭和40年度の3ヶ年で工事を施行し、大江町大字左沢・富沢地内から本郷戊地内まで給水を開始しました。

その後、拡張工事を行い現在の大江町大字三郷乙・丙地内及び顔好甲地内まで地域住民へ安定した安全な水の給水に努めてきました。

また、原、所部、塩野平区以西の柳川平区までは、平成19年度から上水道区域へ、平成28年度からは用簡易水道と黒森・道海飲料水供給施設も上水道区域となりました。

平成28年11月から用地区の原水も紫外線処理し、より安全な水道水の給水に努めています。

(1) 給水状況（令和6年度末）

給水区域内人口	7,005人
給水人口	6,810人
給水戸数	2,526戸
給水普及率	99.9%
計画1日最大給水量	4,982 ^m ³
実績1日最大給水量	4,569 ^m ³
実績1日平均給水量	3,537 ^m ³

(2) 施設概要

楯山配水池水系

楯山配水池	PC造り	2,010 ^m ³
下北山配水池	RC造り	870 ^m ³
三郷配水池	RC造り	138 ^m ³
自然の家調整池	RC造り	65 ^m ³
楯山電気計装室・滅菌室	RC造り	41 ^m ²
中央管理室	RC造り	102 ^m ²

切留水系

集水井	RC造り	0.9 ^m ³
接合井	RC造り	0.9 ^m ³ 2箇所
高区第2配水池（徳沢）	RC造り	90.0 ^m ³
滅菌及び電気計装設備	RC造り	23.4 ^m ²
紫外線処理装置	処理能力	600 ^m ³ /日
紫外線処理室	RC造り	40.0 ^m ²

柳川浄水場水系（月布川）

取水井	RC造り	18.1 ^m ³
着水池	RC造り	27.1 ^m ³
膜ろ過装置	MF型（槽浸せき方式）処理能力	630 ^m ³ /日

◎ 臨時の水質検査

原水、浄水過程で異常があり水質基準に適合しない恐れのある場合

(2) 検査採水地点（給配水系統図を参照）

各配水池の系統別に水質基準項目の検査（採水）を実施する末端の給水栓は次のとおりとします。

- ① 楯山配水池から配水している左沢・富沢地内の給水栓から1ヶ所（毎日検査はそれぞれ1ヶ所）
- ② 三郷配水池から配水している深沢・伏熊地内の給水栓から1ヶ所（毎日検査も1ヶ所）
- ③ 原地内から柳川地内は長畑・徳沢配水池系統及び両配水池の合流した給水栓からそれぞれ1ヶ所（毎日検査は、合流した給水栓から2ヶ所）
- ④ 用・道海地内の各配水池からの給水栓からそれぞれ1ヶ所

各検査項目の採水地点は、次のとおりです。

- ・毎日検査は、左沢・富沢・深沢・梨木原・荻野・用・黒森地内の7ヶ所で検査を行います。
- ・毎月検査は、富沢・伏熊・梨木原・原・柳川地内（2ヶ所）・用・黒森・道海地内の9ヶ所で検査を行います。
- ・26項目検査及び28項目検査は富沢・伏熊地内の2ヶ所で検査を行います。
- ・27項目検査及び29項目検査は用・梨木原・原・柳川（2ヶ所）・黒森・道海地内の7ヶ所で検査を行います。
- ・40項目検査は、柳川（2ヶ所）・用・道海地内の4ヶ所で検査を行います。
- ・指標菌検査は、柳川（2ヶ所）・用・道海地内の4ヶ所で検査を行います。
- ・クリプトスポリジウム検査を柳川・用・道海地内3ヶ所で行います。

(3) 検査項目及び検査頻度

○毎日検査

1日1回、3項目（色・濁り・残留塩素）の検査を行います。

○毎月検査

1ヶ月に1回、水質変化の指標となる9項目について水質検査を行います。

○水質基準項目検査

3ヶ月に1回、町内の代表する9地点の給水栓において、水質基準項目27項目（富沢・伏熊地内の2箇所は26項目）について水質検査を行います。

また、上記4回のうち1回は、年1回基準項目を追加し、29項目（富沢・伏熊地内の2箇所は28項目）の検査を行います。

○原水の検査

消毒副生物及び味を除いた40項目の水質検査を、柳川（2ヶ所）・用・道海地内で年1回行います。

○指標菌検査

病原性生物の指標である大腸菌・嫌気性芽胞菌の検査を、柳川（2ヶ所）地内で年4回、用地内で年1回、道海地内で年7回行います。

○クリプトスポリジウム検査

水質の安全を確認するため検査を行います。

○放射性物質の検査

必要に応じて検査を行います。

(4) 臨時の水質検査

水質に次の様な変化があり、給水栓より水質基準値を超える恐れがある場合は、臨時の水質検査を行います。

- ①原因不明の色及び濁りが生じるなどの変化があったとき。
- ②臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ③その他必要と認められる場合。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息して給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

(5) 水質検査の方法と内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視します。

- ①水道水質検査において、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため、本町が加入している（社）日本水道協会が定める水道版G L P（優良試験所基準）の考え方を取り入れた体制を導入します。G L Pの考え方を取り入れた信頼性保証システムとしてI S O 1 7 0 2 5やI S O 9 0 0 0シリーズが定められていますので、飲料水検査においては検査結果を客観的に保証するI S O 9 0 0 1 認証所得検査機関とします。

- ② 水質基準項目において、すべての項目を自社分析できる検査機関とします。

- ③ 臨時の水質検査の必要が生じた場合、即時に検査体制が整う検査機関とします。

なお、令和7年度は一般財団法人山形県理化学分析センターに委託しました。

(6) 水質管理において留意する事項

- ①浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。
- ②水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年見直しを実施していきます。
- ③検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査を行います。

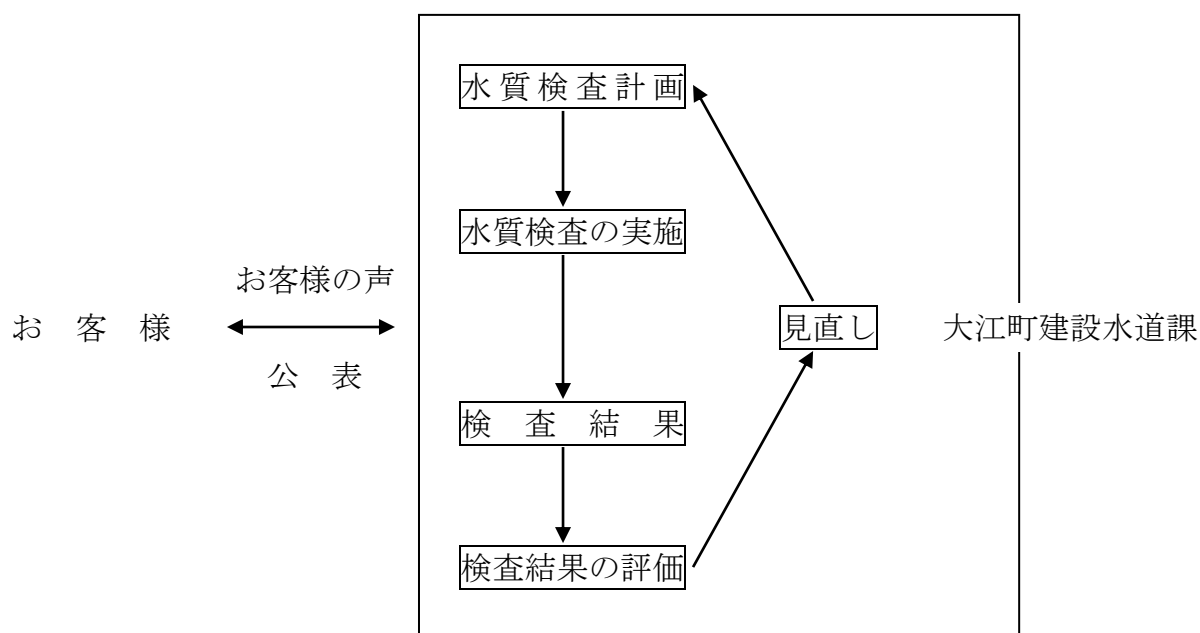
3. 検査計画及び結果の公表方法とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、大江町上水道の水質検査計画と検査結果を建設水道課に備えつけるとともに、町のホームページで公表します。また、これらの事項につきましては、町民の皆様からのご意見をいただいて、水質検査計画の見直しを行い、より安全で安

心できる水道事業を目指します。

お客様からの声を、水質検査結果を次年度の水質検査計画に反映させていくため、下図のような流れで見直しを行いますので、皆様のご意見をいただければ幸いです。

水質検査計画策定の概念図



4. 水質事故への対応

常に水道水質を万全なものにするために、県や隣接市町村との連携も大切です。

大江町建設水道課においては、以下の取り組みに努めます。

①ご利用者（お客様）との関係

ご利用者から寄せられる水質に関する苦情や要望には、的確に対応するよう努めます。

また、水道水質をより知っていただくために、情報を提供いたします。

②県及び近隣市町村との連携

水質汚濁事故が発生した場合は、山形県や近隣市町との連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報するとともに、必要な助言を受け、安全でおいしい水の提供に努めます。

③水質検査委託機関との連携

水質汚濁事故には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

上水道水質検査回数表

左沢～柳川地内

項 目	回 数	摘 要
9項目浄水	56回	7ヶ所8回
26項目浄水	6回	2ヶ所3回
27項目浄水	15回	5ヶ所3回
28項目浄水	2回	2ヶ所1回
29項目浄水	5回	5ヶ所1回
40項目原水	2回	切留・月布川水系2ヶ所1回
指標菌検査	8回	切留・月布川水系2ヶ所4回
クリプトスポリジウム	3回	月布水系1ヶ所3回

用地内

項 目	回 数	摘 要
9項目浄水	8回	1ヶ所8回
27項目浄水	3回	1ヶ所3回
29項目浄水	1回	1ヶ所1回
40項目原水	1回	1ヶ所1回
指標菌検査	1回	1ヶ所1回
クリプトスポリジウム	1回	1ヶ所1回

道海地内

項 目	回 数	摘 要
9項目浄水	8回	1ヶ所8回
27項目浄水	3回	1ヶ所3回
29項目浄水	1回	1ヶ所1回
40項目原水	1回	1ヶ所1回
指標菌検査	7回	5月～11月まで 1ヶ所7回
クリプトスポリジウム	3回	1ヶ所3回